

B型ウイルス性肝炎の核酸アナログ製剤治療費助成は



年1回更新が必要です。

核酸アナログ製剤治療では、肝炎治療受給者証の有効期間が1年間となっています。
治療を継続されている場合は更新の手続きを行いましょう。



◆更新申請に必要な書類◆

1. 申請書（マイナンバー利用する場合は裏面に世帯全員の直筆の署名・マイナンバーを記載）
2. 肝炎治療受給者証の写し
3. 健康保険証の写し（世帯合算除外に必要な書類については、下記「◆助成の区分◆」のとおりです。）
4. 世帯全員の住民票謄本（続柄記載分・3か月以内のもの）

<マイナンバー利用しない場合>

5. 市町村民税課税証明書（世帯全員分）（世帯合算除外に必要な書類については、下記「◆助成の区分◆」のとおりです。）

<マイナンバー利用する場合>

5. 申請者本人のマイナンバーカード（顔写真付き）
通知カード または（顔写真なし） + 身分証明書（運転免許等顔写真が確認できるもの）

6. お薬手帳等治療内容が分かる資料の写し（ただし、診断書を提出する場合は不要）

※3年に1回※

7. 診断書または 参考様式（血液・画像検査（エコー・CT・MRI等）結果添付）

※参考様式は医療機関の肝炎医療コーディネーターに作成してもらう他、保健福祉事務所でも作成できます。

<提出例>

治療開始時	更新1年目	更新2年目	更新3年目	更新4年目	更新5年目
7. 診断書等	6. お薬手帳	6. お薬手帳	7. 診断書等	6. お薬手帳	6. お薬手帳

※3年に1回7.「診断書等」を提出する時以外の更新では、8.「お薬手帳等（治療内容がわかる資料）」のみで可能です。

◆申請期間◆

受給者証の有効終期の **3か月前から更新申請可能です。**また、有効期間が切れた後、**3か月以上経過すると、更新申請はできません。**

治療開始時と同様の手続きが再度必要になりますので、有効期間には十分ご注意ください。

◆助成の区分◆

各種保険診療請求額から、下記の自己負担限度額を除いた額を国と県で助成します。〈世帯合算除外について〉
※助成の区分は毎年の課税額によって変わることがあります。

階層区分	世帯の市町村民税（所得割）課税年額	自己負担限度額（月額）
甲	235,000円以上	20,000円
乙	235,000円未満	10,000円

地方税法上・医療保険上、申請者及びその配偶者と扶養関係にない家族は、申請により課税年額の世帯合算から除外できます。申請には、本人、配偶者、合算除外したい家族の健康保険証の写しが必要です。また、課税についての証明書類が別に必要な場合があります。

◆核酸アナログ製剤治療受給者証更新の流れ◆

3年に1回

医療機関

①医師の診断書

または

参考様式と添付する書類

・血液検査と画像検査（エコー、CT、MRI等）の結果



診断書提出時
以外は毎年

薬局

②お薬手帳（または 処方箋の写しなど）



市役所
（役場）

お住まいの市町の市役所や役場で

③住民票謄本（世帯全員分・続柄表示）を取得



④市町村民税課税証明書（世帯全員分）を取得

※マイナンバーを利用する方は不要です。

⑤肝炎治療受給者証交付申請書

⑥健康保険証の写し

⑦肝炎治療受給者証の写し



マイナンバーを利用する際は

⑧申請者本人のマイナンバーカード（顔写真付き）

通知カード（顔写真なし）または 身分証明書（運転免許等顔写真が確認できるもの）

⑨申請書の裏面に世帯全員分の直筆の署名とマイナンバーを記載

①～⑨で必要なものをあわせて____月____日までに保健福祉事務所に提出

※提出には月ごとの締切があります。

毎月第3水曜が締切の場合が多いですが、月によって変わる事があります。

保健福祉事務所

お住まいの地域	管轄の保健福祉事務所	電話番号
佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所	0952-30-1905
鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町	鳥栖保健福祉事務所	0942-83-3579
唐津市、玄海町	唐津保健福祉事務所	0955-73-4186
伊万里市、有田町	伊万里保健福祉事務所	0955-23-2101
武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町	杵藤保健福祉事務所	0954-22-2104
佐賀県健康福祉部 健康福祉政策課 がん撲滅特別対策室		0952-25-7491

その他、
ご不明な点は
こちらまで